

報道提供資料
平成27年6月19日



貝塚市
都市政策部 交流推進課
広報広聴担当：常国・古川
TEL:072-433-7231
FAX:072-433-7233

ごみ処理手数料の改定について

市では、平成28年4月1日施行でごみ処理手数料を改定します。

この改定は、資源循環型社会の構築と、さらなるごみの減量化を図るため、ごみの排出量に応じた手数料に変更するものです。

記

内容については、別紙を参照願います。

問合せ先 廃棄物対策課
TEL072-433-7029
担当： 稲田

貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の 一部を改正する条例制定について

都市整備部 廃棄物対策課

1. 改正の概要

本市においては、市民の協力のもとごみの減量化を進めてきましたが、近年は排出量が微増傾向にあり、また近隣市と比較しても家庭系ごみの1人1日あたり排出量が多い状況にあることから、さらなるごみの減量化を図るべく、ごみの排出量に応じた手数料に改定するとともに、少量排出者にも配慮するため、新たに20リットル袋を作成しようとするものです。

施行日は平成28年4月1日です。

2. 主な変更内容

家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料を下記のとおり改定します。

45リットル指定袋1個につき (現行)9円 → **20円**

30リットル指定袋1個につき (現行)9円 → **15円**

20リットル指定袋1個につき **10円(新設)**

※新しい3種類の家庭系可燃ごみ指定袋は、平成28年4月1日から販売します。

3. 経過措置

現在の家庭系可燃ごみ指定袋については、平成28年3月31日で販売を終了しますが、販売が10枚単位であるため、平成28年6月30日収集分まで経過措置として使用を可能とします。

4. その他

今回の条例改正に合わせ、市民サービスの向上として、ごみ収集の完全定曜日化及び不燃ごみの月1回程度の定期収集化を検討しています。